

委 員 長 談 話

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与改定について勧告しました。

本委員会が本年4月現在で実施した民間給与実態調査の結果によると、厳しい経済・雇用情勢が民間企業の給与に反映されたことを受けて、月例給、特別給のいずれも職員の水準が民間の水準を上回っていることが認められました。

こうした状況を踏まえ、本委員会は、給与に関する諸事情も考慮し、とるべき措置について慎重に検討を行いました。

その結果、月例給について、給料表の引下げ改定を行うとともに、自宅に係る住居手当の廃止を行うこととし、期末・勤勉手当についても、民間事業所におけるボーナスの支給月数に見合うよう、引き下げることとしました。

これらの改定に加え、勤務時間について、県内の民間企業の所定労働時間の状況や国、他の都道府県の動向等を勘案し、見直すことが適当と判断しました。その実施に当たっては、県民サービスの維持及び行政コストの増加を招かないことが重要であると考えます。

人事委員会勧告制度は、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本としつつ、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保することを目的として設けられていることから、この制度の意義や役割を御理解いただき、勧告どおり速やかに実施されるよう議会及び知事に要請したところであります。

県民の皆様方におかれては、本委員会が行う勧告制度の意義と、職員が各分野において県勢の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、深い御理解をいただきたいと思います。

また、職員においては、今後とも、県民全体の奉仕者としての強い使命感と高い倫理観を持ちながら、公務に対する県民の期待と要請にこたえるよう、より一層効率的な業務の運営と行政サービスの向上に努められることを希望します。